

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市商工業振興対策補助金（従事者研修）
補助事業等の標目	市内工業者が勤務する者の技術水準の向上及び能力開発を目的に受講させる各種研修の経費負担を軽減することで、市内工業者の人材育成に対する意識を高めるとともに、工業従事者の能力向上を図る。
補助事業等の対象者	勤務する工業従事者が受講する研修に係る経費を負担している市内工業者
補助対象経費	市内工業者が技術研修及び、人材育成研修に従事者を派遣した場合に要するテキスト代を含む受講料。（ただし、交通費及び宿泊費等は受講料から除く。）
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	<p>予算の範囲内において、以下の額を補助する。</p> <p>○技術研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長期コース 国及び長野県の行う1月以上にわたる技術研修を受けた者に対し、受講料の3分の2以内の額 ・短期コース 国及び長野県の行う1月未満の技術研修を受けた者に対し、受講料の額以内の額 ・民間コース 市長が適当と認めた工業技術研修を受けた者に対し、2万円を限度とし、受講料の20%以内の額 <p>○人材育成研修</p> <p>公的機関及び経済団体等の主催する技術以外の人材育成研修を受けたときは、2万円を限度とし、受講料の2分の1以内の額</p> <p>【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 工業者の人材育成に対する意識の向上、工業従事者の資質向上を図るため</p>
補助事業等の評価	補助事業者からの報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成9年4月1日
補助事業等の終了時期	<p>【終了時期が3年を超える場合の理由】 商工業振興対策として、3年を超え継続することが必要である。</p>
情報の公表の方法等	補助事業者（件数）、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	市税等を滞納しているものは、補助事業等の対象者から除くものとする。

提出書類	<p>補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付を受けようとする年度の3月10日まで（当該年度の3月11日以降に研修を受講する場合は、原則当該年度内）に、次に掲げる書類を提出しなければならない。</p> <p>(1) 諏訪市商工業振興対策補助金(従事者研修)交付申請書(様式第2号-1)</p> <p>(2) 諏訪市商工業振興対策補助金(従事者研修)実施報告書(様式第5号-1)</p> <p>(3) 従事者研修内容一覧表(別表1)</p> <p>(4) 研修の終了したことを証明する書類</p> <p>(5) 受講料等の支払を証する書類</p> <p>(6) 研修の内容が確認できる書類(要項、チラシ等)</p>
	<p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
担当部署	<p>諏訪市 経済部 商工課 工業振興係</p>

平成28年 3月16日 一部改正 (平成28年 4月 1日 施行)

平成29年 3月15日 一部改正 (平成29年 4月 1日 施行)

平成29年 3月29日 一部改正 (平成29年 4月 1日 施行)